

議案第 22 号

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)の施行に基づき、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年愛知県条例第 68 号)が平成 24 年 12 月 21 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成１１年大口町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年愛知県条例第６８号。以下「県条例」という。）第７条において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「省令」という。）」に、同条第４号中「、児童福祉施設最低基準」を「、県条例第７条において準用する省令」に改め、同条第５号中「、児童福祉施設最低基準に満たないものをいう」を「、県条例第７条において準用する省令に定める設備等を有しないものをいう」に改め、

第５条中「、児童福祉施設最低基準」を「、県条例第７条において準用する省令」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第4条 略 (1) 略 (2) 児童厚生施設 児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童福祉法第7条、第40条及び<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>(平成24年愛知県条例第68号。以下「<u>県条例</u>」という。)第7条において準用する<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u>(昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>省令</u>」という。)第37条の規定により指定するものをいう。 (3) 略 (4) 児童遊園 地域の児童を育成助長する拠点施設で、<u>県条例第7条において準用する省令に定める設備等を有するものをいう。</u> (5) 遊園地 地域の児童を育成助長する拠点施設で、<u>県条例第7条において準用する省令に定める設備等を有しないものをいう。</u> (職員) 第5条 児童厚生施設等には、<u>県条例第7条において準用する省令第38条に規定する職員</u>を置く。	(定義) 第4条 略 (1) 略 (2) 児童厚生施設 児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童福祉法第7条、第40条及び<u>児童福祉施設最低基準</u>(昭和23年厚生省令第63号)第37条の規定により指定するものをいう。 (3) 略 (4) 児童遊園 地域の児童を育成助長する拠点施設で、<u>児童福祉施設最低基準に定める設備等を有するものをいう。</u> (5) 遊園地 地域の児童を育成助長する拠点施設で、<u>児童福祉施設最低基準に満たないものをいう。</u> (職員) 第5条 児童厚生施設等には、<u>児童福祉施設最低基準第38条に規定する職員</u>を置く。